

## 遊技機取扱主任者に関する規程及び同規程実施要領の改正について

### 1 遊技機取扱主任者の関する規程

#### (取扱主任者証の有効期間)

第8条 取扱主任者証の有効期間は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

- (1) 第7条第1項の規定により交付された取扱主任者証 新規試験に合格した日から起算して3年を経過する日
- (2) 次条第2項(第10条第2項において準用する場合を含む。)又は第10条第3項の規定により有効期間の更新を受けた取扱主任者証(次号に掲げるものを除く。) 当該更新前の取扱主任者証の有効期間が満了した日から起算して3年を経過する日
- ~~(3) 第10条第3項において準用する第9条第2項の規定により有効期間の更新(第10条第1項の規定により更新時試験を受け、これに合格した者に係るものに限る。)を受けた取扱主任者証 当該合格の日から起算して3年を経過する日の属する月の末日~~

#### (取扱主任者証の有効期間の更新)

第9条 取扱主任者証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該取扱主任者証の有効期間が満了する日の1年6月前から当該期間が満了する日までの間に、更新時試験を受け、これに合格しなければならない。

- 2 前項の規定により更新時試験を受け、これに合格した者に対し、日遊協は取扱主任者証の有効期間の更新をするものとする。
- 3 前項の規定による取扱主任者証の有効期間の更新に必要な申請その他の手続きは、日遊協が別に定める。
- 4 取扱主任者証の有効期間が満了したときは、遊技機取扱主任者の認定は、その効力を失う。

#### (取扱主任者証の有効期間の更新の特例)

第10条 遊技機取扱主任者の認定を受けた者で、取扱主任者証の有効期間の更新を受けたことがないものは、~~取扱主任者証の有効期間が満了する日の1年前から6月前までの間に、当該認定に係る新規試験を実施した支部以外の支部が実施する更新時試験(当該新規試験が中国・四国支部が中国地方(鳥取県、島根県、岡山県、広島県又は山口県をいう。以下この項において同じ。)において実施したものであるときは同支部が四国地方(徳島県、香川県、愛媛県又は高知県をいう。以下この項において同じ。)において実施する更新時試験を、当該新規試験が同支部が四国地方において実施したものであるときは同支部が中国地方において実施する更新時試験を含む。)~~を受けるこ

~~とができる。~~

- 1 ~~2~~ 病気及び災害その他やむを得ない理由のため、前条第 1 項に規定する期間内に更新時試験を受けることが困難であると予想される者又は当該期間内に更新時試験を受けることができなかった者は、その事由を付して日遊協に申請し、当該事由の止んだ日から起算して 6 月以内に実施される更新時試験を受けることができる。
- 2 ~~3~~ 前条第 2 項の規定は、~~第 1 項又は前項の規定により更新時試験を受け、これに合格した者について準用する。~~
- 3 連続して 7 回目以降の取扱主任者証の有効期間の更新を受けようとする者（過去に違反歴がある者を除く。）は、更新時試験を免除し更新をするものとする。ただし、第 9 条第 1 項に規定する期間内に更新時講習を受講した者に限るものとする。
- 4 前条第 3 項の規定は、~~第 2 項前項~~において準用する前条第 2 項の規定及び前項の規定による取扱主任者証の有効期間の更新に必要な申請その他の手続について準用する。

#### (手数料)

**第 18 条** 第 3 条第 1 項に規定する講習、第 4 条第 1 項に規定する試験、第 13 条第 1 項に規定する取扱主任者証の記載事項の変更及び第 14 条第 1 項に規定する取扱主任者証の再交付を受けようとする者は、次の各号の区分により手数料（消費税込）を日遊協に納付しなければならない。

(1) 講習手数料	12,360 円	12,590 円
(2) 新規試験手数料	8,640 円	8,800 円
(3) 更新時試験手数料	6,890 円	7,020 円
(4) 記載事項変更手数料	2,160 円	2,200 円
(5) 再交付手数料	2,160 円	2,200 円

2 略

#### 附則

- 1 この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 略

## 2 遊技機取扱主任者に関する規程の実施要領

### (講習及び試験の申請)

**第 6 条** 講習又は試験を受けようとする者（~~規程第 10 条第 1 項又は第 2 項に基づき遊技機取扱主任者証（以下「取扱主任者証」という。）の有効期間の更新を受けるため講~~

~~習又は試験を受けようとする者を除く。)~~は、インターネットを利用し、日遊協遊技機取扱主任者申込みウェブサイト (<https://exam.nichiyukyo.or.jp>)、以下「日遊協ウェブサイト」という。) から日遊協に申請しなければならない。なお、入力項目は、別表の新規項目欄のとおりである。

#### (取扱主任者証の交付)

**第8条** 日遊協は、試験の合格点数を得た受験者に対しては、~~速やかに、別記様式第2号の遊技機取扱主任者証を、及び~~規程第10条第3項の規定により有効期間を更新した受講者に対しては、別記様式第2号の2の遊技機取扱主任者証を、速やかに、交付するものとする。

#### (取扱主任者証の有効期間の更新の特例)

**第10条** 規程第10条第1項又は第2項の規定に基づき取扱主任者証の有効期間の更新を受けようとする者は、日遊協ウェブサイトから日遊協に申請しなければならない。なお、入力項目は、別表の更新・特例項目欄のとおりである。~~この場合において、受講票及び受験票の送付については第7条の規定を準用する。~~

- 2 規程第10条第3項に該当し、試験免除を希望する者は、日遊協ウェブサイトから日遊協に申請し、更新時講習を受講しなければならない。なお、入力項目は、別表の更新・特例項目欄のとおりである。
- 3 第1項及び前項の場合において、受講票及び受験票の送付については第7条の規定を準用する。

#### 附則

##### 略

~~平成25年10月1日付けの遊技機取扱主任者に関する規程の改正附則第2項に基づき取扱主任者証の有効期間の更新を受けようとする者に係る手続きについては、第10条の規定を準用する。~~

#### 別記様式第2号

表面の「有効期間 年 月 日から  
年 月 日まで」

の表記を

「取得年月日 年 月 日」を追加し、  
「有効期限 年 月 日」

と改正する。

#### 別記様式第2号の2

規程第10条第3項の規定により有効期間を更新した受講者用として追加